

兵庫県パートナーシップ制度と連携して利用できる・利用しやすくなる行政サービス (公営住宅・病院以外)

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和7年12月31日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
掲載されていないものについても、調整が整ったものを追加更新させていただきます。
- ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受理証明書の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
- ・なお、一部のサービスの利用については、受理証明書の提示が不要な場合があります。

●養父市

No.	行政サービス等の内容	受理証明書の提示等		問い合わせ先		備考
		必要	不要	担当課	電話番号	
1	犯罪被害者等支援に関する遺族支援金の受給	○		市民課	079-662-3163	
2	やぶの空き家活用支援事業	○		やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172	
3	養父市ちょこっと住宅(体験住宅)	○		やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172	
4	養父市短期滞在支援住宅	○		やぶぐらし・地方創生課	079-662-3172	